

議案第71号

工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年2月27日提出

大津市長 越直美

- 1 委託業務の名称 都市計画道路8・7・6号膳所駅南北連絡道路整備工事
- 2 委託業務の場所 大津市馬場二丁目
- 3 委託業務の概要 J R 膳所駅南北連絡道路の設置
建築工事 一式
機械設備工事 エレベーター 2基
エスカレーター 1基
電気設備工事 一式
詳細設計 一式
- 4 契約方法 隨意契約
- 5 契約金額 945,547,000円
- 6 契約の相手方 西日本旅客鉄道株式会社

議案第72号

訴訟上の和解について

次のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年2月27日提出

大津市長 越直美

1 係属裁判所及び事件名

大阪高等裁判所平成23年（ネ）第2422号損害賠償請求控訴事件

2 当事者

控訴人 [REDACTED]

控訴人 [REDACTED]

控訴人 [REDACTED]

大津市御陵町3番1号

被控訴人 大津市

3 和解条項

- (1) 被控訴人は、控訴人らに対し、本件解決金として合計120万円の支払義務があることを認め、同金員を、平成24年4月27日限り控訴人ら指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込み手数料は被控訴人の負担とする。
- (2) 控訴人らはその余の請求を放棄する。

- (3) 控訴人ら及び被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、第1審及び控訴審を通じて、各自の負担とする。

(参考)

事件の概要

- 1 控訴人らは、被控訴人が都市計画道路3・4・14号石山駅線外1線改良事業のため控訴人・今村博一から土地を買い受けた際に当該土地の代替地として同人に売り渡すことを約束した土地について、その引渡し時期が遅れたとして、被控訴人に対し損害賠償金17,460,644円及びこれに対する遅延利息を支払うことを求めて訴えを提起した。
- 2 第1審の大津地方裁判所は、上記引渡し時期について控訴人らと被控訴人との間に確定的に合意が成立していたとは認めがたいとして、控訴人らの請求を棄却した。
- 3 控訴審の大坂高等裁判所は、和解による早期かつ円満な解決を図ることが望ましいとして、当事者双方に対し、上記和解条項により和解するよう勧告した。